

第 1 1 0 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 2 条第 3 項」に改
める。

付則第 2 項から第 4 項までを削り、付則第 1 項の項番号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条第 1 項第 2 号の規
定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行った
業務について、防疫等業務手当を特例として支給する規定を削るほか、
規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。